

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月 7日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 三 栗 野 力 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月21日午前9時00分から 令和 7年11月28日午後5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月 5日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所岸和田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月24日 午前 9時50分 場 所 大阪地方裁判所岸和田支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1, 2	1,990,000 1,592,000	一括	398,000	36,596	9,408
1	830,000				
2	1,160,000				
備考					



物 件 目 録

- 1 所 在 泉南市樽井三丁目
地 番 235番4
地 目 宅地
地 積 132.23平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 泉南市樽井三丁目235番地4
家屋 番号 235番4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 79.50平方メートル
2階 38.74平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

物 件 明 細 書

令和 7年 9月 4日

大阪地方裁判所岸和田支部

裁判所書記官 池 辺 幸

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Bが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

- ・隣地(地番235番1)との境界が不明確である。
- ・売却対象外の土地(地番235番5及び311番2)を通行のため、無償で利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 泉南市樽井三丁目
地 番 235番4
地 目 宅地
地 積 132.23平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 泉南市樽井三丁目235番地4
家屋 番号 235番4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 79.50平方メートル
2階 38.74平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1



令和 6年(ケ)第 107号
令和 7年 3月 3日受理
令和 7年 4月16日提出

現況調査報告書

大阪地方裁判所岸和田支部

執行官 山内恒雄

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 泉南市樽井三丁目
地 番 235番4
地 目 宅地
地 積 132.23平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 泉南市樽井三丁目235番地4
家屋 番号 235番4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 79.50平方メートル
2階 38.74平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	泉南市樽井3丁目37番29号
土地	物件1
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない 種類: <input type="checkbox"/> ある { 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物共有者B <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 <input type="checkbox"/> ある [保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 表札等の表示

表札の表示 C

■ 目的土地の現況について

- 1 概測したところ、目的建物の敷地として使用されている部分の形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであった。ただし、境界が判然としないので、正確には専門家による調査を要する。
- 2 目的土地は、目的建物の敷地となっている。
- 3 接面道路については、評価書を参照されたい。

■ 目的建物の現況について

- 1 形状は、概ね間取略図のとおりであった。
- 2 内部の状況は別紙添付写真のとおりであり、家財道具、日常生活用品等の動産類が存在した。
- 3 屋根に損傷、天井に損傷、床面に軋みや傾きが感じられる部分、内壁に亀裂、外壁に亀裂がそれぞれ複数あり、全体的に老朽化が進んでいると思われた。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■共有者B	<p>1 目的建物には、私が家族とともに居住しています。その他に、目的物件を使用する者はいません。</p> <p>2 目的建物の屋根が台風によって損傷し、自分でセメントを塗って補修しましたが、今でも建物内の複数か所で雨漏りがあります。また、床に軋む部分や傾いている部分が複数あります。</p> <p>3 目的物件の前の道の通行について、契約はなく、通行料等の金銭の授受もありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

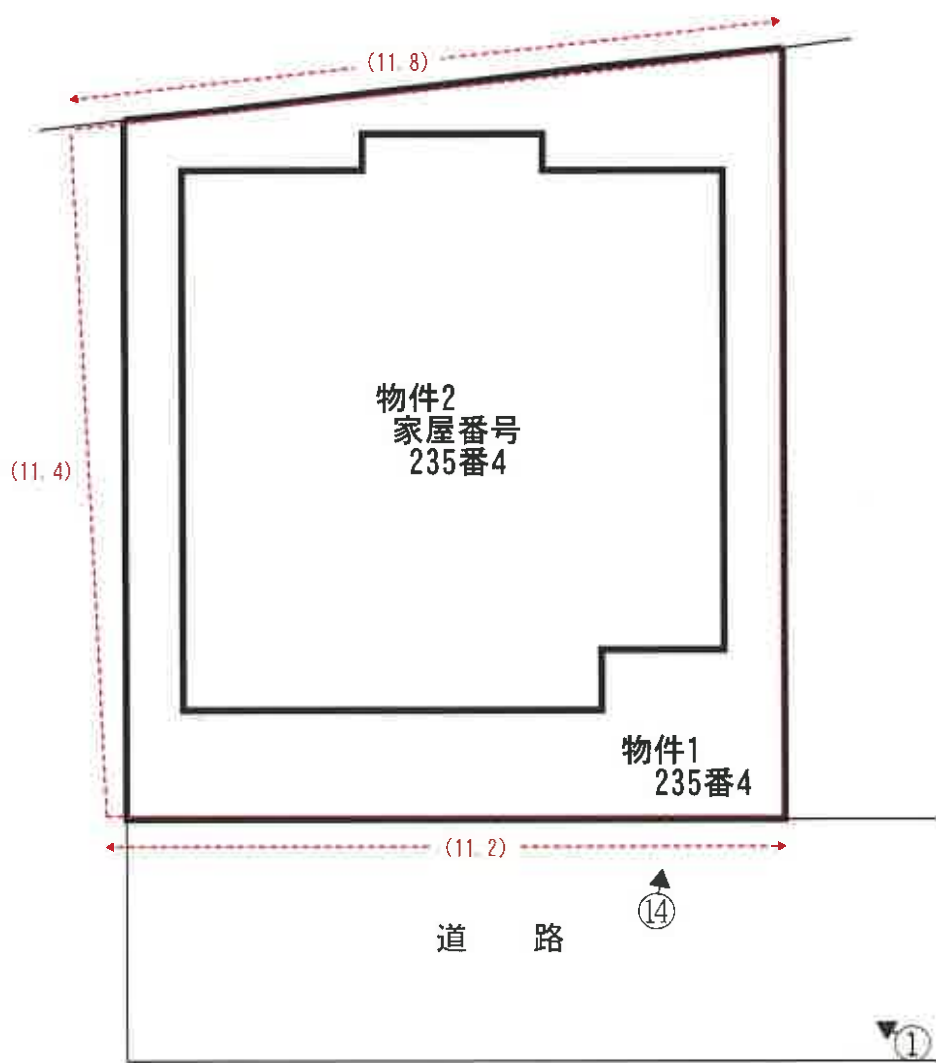
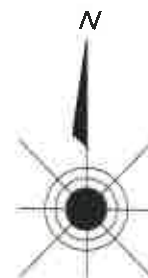
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年 3月 4日 15:00-15:15	大阪法務局 岸和田支局	建物図面等調査
7年 3月 6日 11:40-11:55	泉南市役所	課税資料等調査
7年 3月 6日 12:15-12:23	物件所在地	物件及び占有確認、連絡文書投入
7年 3月 18日 15:03-15:28	物件所在地	共有者Bと面談
7年 4月 3日 11:56-12:45	物件所在地	共有者B立会いのもと立入調査・評価人帯同
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年4月3日 目的建物は不在で施錠されていることも予想されたので、立会証人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、 を証人として立ち合わせ、解錠の上建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第107号

◀○ 写真撮影位置方向



◻ 地積測量図を参考にした目的土地範囲

◻ 現況を参考にした目的土地使用範囲

(6枚目)

(単位：約m)

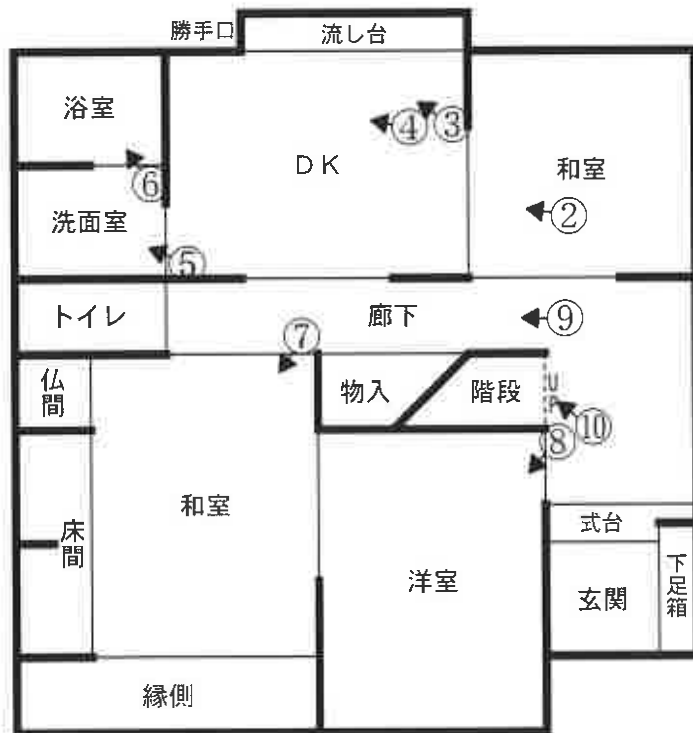
間取略図

令和6年（ケ）第107号

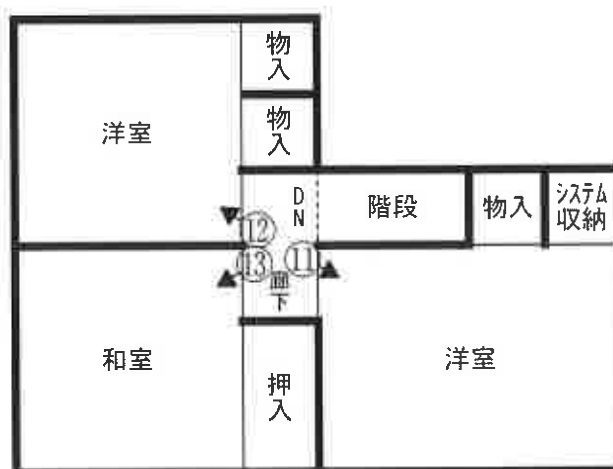
◀○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図



(7枚目)

目的建物



①



②

(8 枚目)



③



④

天井の損傷(雨漏り跡)

(9 枚目)



⑤



⑥

(10 枚目)



⑦



⑧

(11 枚目)



⑨



⑩

内壁の亀裂
(12 枚目)



⑪



⑫

(13 枚目)



⑬



⑭

屋根の損傷

(14 枚目)

令和6年（ケ） 第107号
令和7年4月3日 現地調査
令和7年7月31日 評 価

大阪地方裁判所 岸和田支部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

来島 裕

第1 評価額

一括価格	
金 1,990,000円	
内訳価格	
物件1	金 830,000円
物件2	金 1,160,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特記事項		
1	<p>物件1（目的土地）については、法務局備付の地積測量図等を基に実地調査したところ、現況使用範囲は土地建物位置関係図の通りであった。但し、境界が判然とせず、地積測量図の作成時期も古いこと等から、正確には関係当事者立会いの上、専門家による調査、測量等が必要である。</p>		
2	<p>物件2（目的建物）については、登記記録及び法務局備付の建物図面等を基に実地調査し、用途、構造、規模等、概ね符合することを確認した。</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	南海本線 樽井駅 南方 道路距離 約1,200m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模住宅のほか、周辺に事業所も見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	法22条
	その他の規制	日影規制(5-3時間/4m)、宅地造成等工事規制区域埋蔵文化財包蔵地「男里東遺跡」
画地条件	規模	132.23㎡
	形状	ほぼ整形
	間口・奥行	間口約10.9m・奥行約12.5m(間口中央部)
	高低差等	概ね平坦
接面道路の状況	南側	幅員約4m舗装私道(建築基準法上の道路ではない)
	接道状況	中間画地、等高接面
土地の利用状況等	現況	居宅
	南側	道路
	東側	住宅
	西側	住宅
	北側	住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	なし
	下水道	あり ※下記特記事項参照
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	不動産鑑定士による独自調査の結果、公的資料、過去の地歴、現在の使用状況等からは土壌汚染の存在を示す端緒は認められなかった。但し、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による調査を要する。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・前頁の特記事項参照 ・前面私道は建築基準法上未判定であったが、令和7年5月14日付で建築基準法第42条に規定する道路に該当しないことが大阪府審査指導課において判断されている。建築の際は建築基準法第43条第2項第2号の許可が必要である。 ・前面私道には下水道本管が敷設されているが、目的土地に公共ますが設置されていない。現況浄化槽利用である。 	

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	(登記記載) 昭和56年3月15日新築
	経過年数	約44年
	経済的残存耐用年数	約0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル、板張り等
	内 壁	塗り壁、板張り等
	天 井	板張り、石膏ボード、クロス貼等
	床	畳、フローリング等
	設 備	電気、給排水等
	その他	特になし
床面積（現況）	延 118.24㎡ 増築はなく、登記数量と現況は概ね符合している。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間取り	6DK
品 等	普通程度	
保守管理の状態	保守管理の状態は劣る。全般的に劣化が目立つほか、設計、設備等の機能的陳腐化が認められる。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁にクラックが散見され、屋根等に損傷箇所あり。 ・内壁にクラック、天井に損傷箇所あり。 ・床面に軋みや傾きが感じられる箇所あり。 ・複数箇所で雨漏りがあるとのこと。 ・建築確認あり、検査済証あり。 ・目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ (ア×イ×ウ×エ)
1	31,700	0.92	132.23	0.65	2,507,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 泉南-17

$$\begin{array}{ccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\ 53,200\text{円}/\text{㎡} & \times 100.0/100 & \times 100/101 & \times 100/166 & = 31,700\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.01 方位（北東）+1	1.00	1.00	1.00	1.01

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
1.04 幅員等+1 連続性等+3	1.00	1.60	1.00	1.66

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.04 方位（南）+4	1.00	1.00	0.88 供給処理施設△12	0.92

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
2	140,000	118.24	0.03	497,000

ウ 現価率

経過年数	約44年
経済的残存耐用年数	約0年
観察減価	50%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年} / (\text{経過年数} 44\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 0\text{年}) \} \times (1 - 0.5)$$

$$= 0.03$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性及び建物の損傷・劣化の程度等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
			イ	
1	2,507,000	0.50	法定地上権	1,254,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円)	評価額 (円)
	(1①オ)	(2①ウ)					キ [(ア+イ) ×ウ ×エ×オーカ]
	ア	イ					
1	2,507,000	- 1,254,000		0.95	0.70		830,000
2	497,000	+ 1,254,000	1.00	0.95	0.70	0	1,160,000
一括価格 (合計)							1,990,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件においては、アスベスト含有建材使用の可能性を考慮して、市場性修正率を0.95と決定した。

オ 競売市場修正

『第2 評価の条件』欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示 泉南-17

所 在 : 泉南市樽井4丁目251番23「樽井4-10-11」
価 格 : 53,200円/㎡
位 置 : 南海本線 樽井駅 南方 約1.1km (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 130㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接面街路 : 北東5m市道
用途指定等 : 準工業地域 (建ぺい率60%, 容積率200%)
地域の概要 : 一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 : 3,133,851円
物件2 : 2,091,730円

第7 附属資料

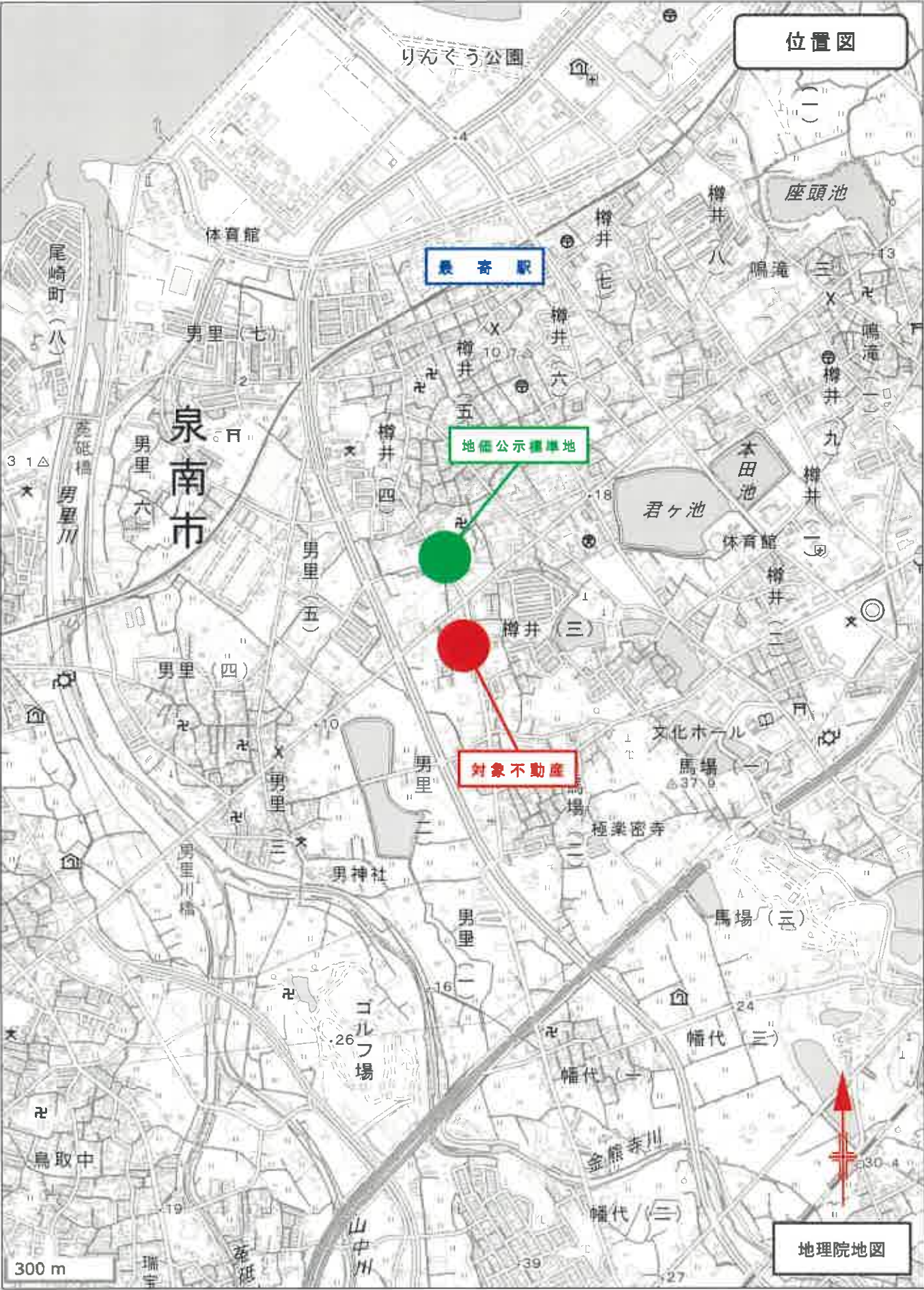
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取略図

以 上

物 件 目 録

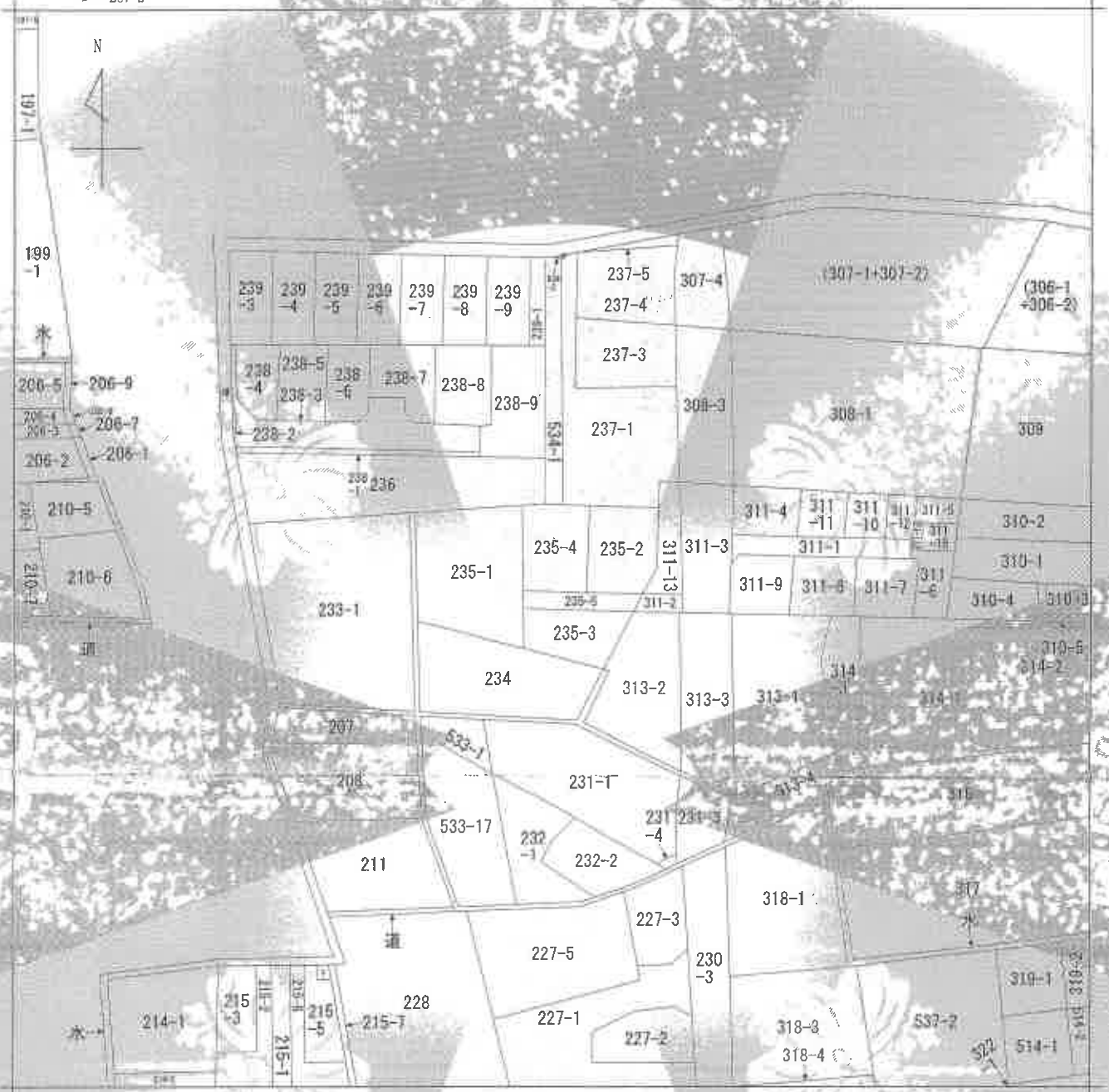
- 1 所 在 泉南市樽井三丁目
地 番 235番4
地 目 宅地
地 積 132.23平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1
- 2 所 在 泉南市樽井三丁目235番地4
家屋 番号 235番4
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 79.50平方メートル
2階 38.74平方メートル
共有者 A 持分2分の1
共有者 B 持分2分の1

位置図



地理院地図

イ 206-6 ハ 215-4
 □ 237-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画整理に当たって不動産登記法第53条第2項の規定に基づき作成されたものである。土地の位置及び形状の正確を要する場合は、別途調査を行うこととする。



請求番号	所在	京都市梅井三丁目		地番	235番4		
出力	縮尺	不詳	標準系	分尺	1:1000	種別	旧土地台帳簿面地図
作成年月日			測	地			

これは地図に準ずる図面を記載されています。
 (大阪法務局岸和田支局管下)
 令和6年12月9日
 大阪法務局 出願部 登録課

請求番号：27-1
 (1/1)

196815

前235-1後面

53.6.12 地積測量図

地番 235-1
235-3, -4
土地の所在 泉南郡津田町

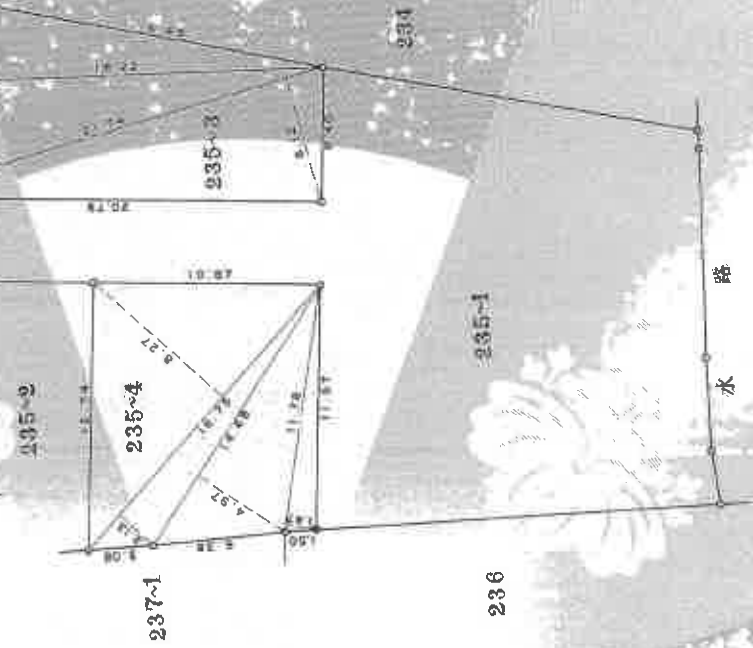
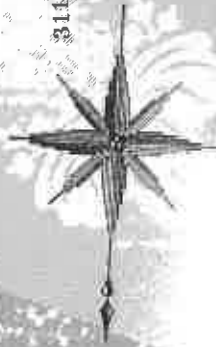
泉南市樽井三丁目

面積計算表

235-3
18.22 × 0.61 = 63.9832
21.74 × 4.57 = 99.8518
21.74 × 6.18 = 135.0480
合計 896.3520
合 % 148.1704㎡

235-4
16.75 × 8.27 = 138.5225
16.75 × 3.15 = 52.7625
14.68 × 4.97 = 72.9596
11.78 × 1.47 = 17.3166
合計 284.4762
合 % 132.3381㎡

235-1 (割地)
732.8160 - 148.1704 =
132.2361 - 452.4083 =



作製者

申請人

昭和53年6月16日付

縮尺 1/250

これは図面に記載された測量結果に基づき、
(大阪府務局岸和田支店)より
令和6年12月9日 大田建設株式会社

登記年月日：昭和56年3月18日

505822

建物図面 各階平面図

敷地番号 第235番地

建物の所在地 桑間市梅井235番地

京南市梅井三丁目

1 階

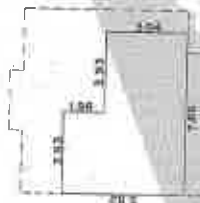


面積計算表

$8.34 \times 6.31 = 52.62$
 $8.34 \times 7.92 = 66.04$
 $6.31 \times 1.00 = 6.31$

合計 79.502B
 床面積 79.50 坪

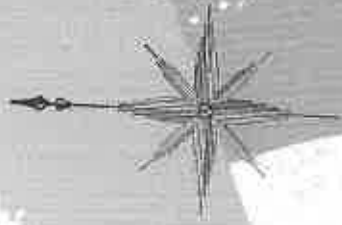
2 階



面積計算表

$7.41 \times 3.33 = 24.67$
 $3.33 \times 5.52 = 18.38$

合計 43.05
 床面積 43.05 坪



50.819



作成者

昭和56年3月18日(昭和)

縮尺 1/500

作成者(印)

これは図面に記録された形式と内容とを一致させるための記載である。
 (大阪法務局岸和田支局) 登記官

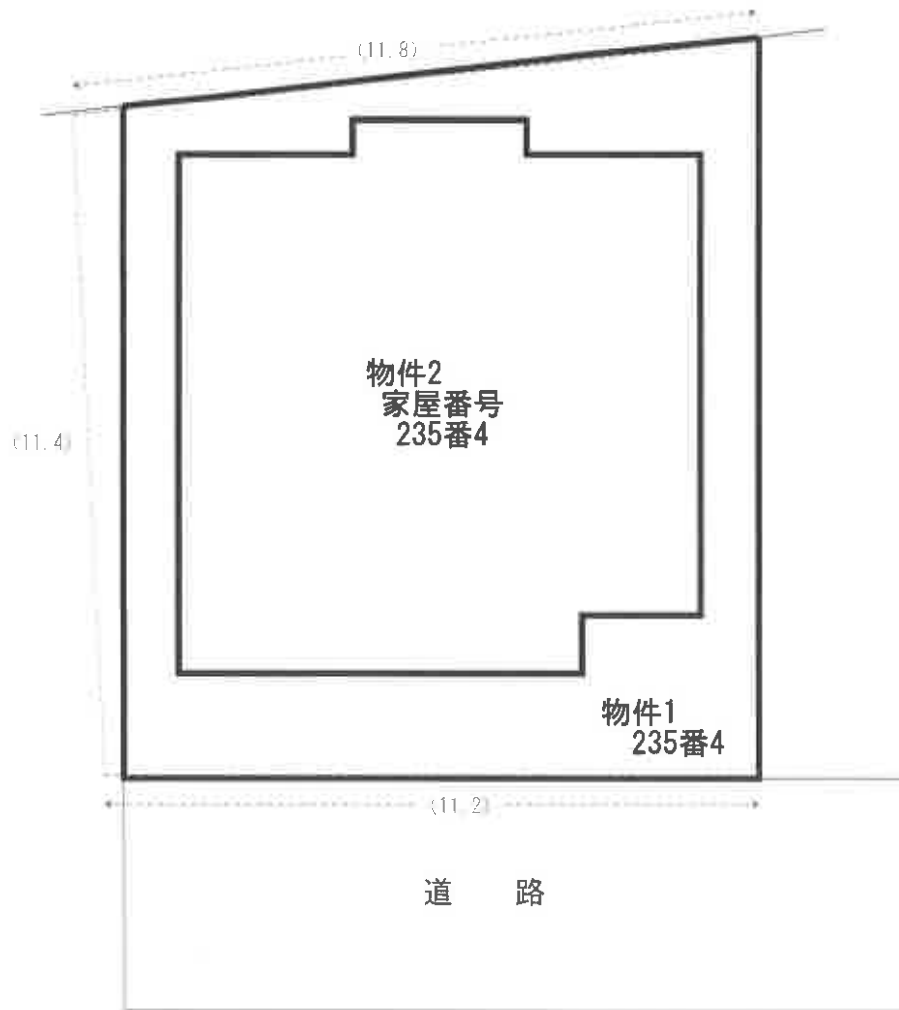
令和6年12月9日



大阪法務局北里支局

登記官

土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第107号



-  地積測量図を参考にした目的土地範囲
-  現況を参考にした目的土地使用範囲

間取略図

令和6年（ケ）第107号



1階平面図



2階平面図

